

令和6年3月1日

令和5年度「予備費」の使用について

【環境省分】

○令和6年能登半島地震に係る災害廃棄物処理促進費補助金

令和6年能登半島地震により大量の災害廃棄物が発生していることを踏まえ、被災自治体が安心して災害廃棄物処理を進められるよう、「災害廃棄物処理促進費補助金」により、財政力に鑑みて災害廃棄物の財政負担が特に過大となる自治体の更なる負担軽減を図ることとします。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 赤羽、村越、安部

TEL 03-5521-8337（直通）

FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-shisetsu@env.go.jp

令和6年能登半島地震に係る災害廃棄物処理促進費補助金



【令和5年度予備費使用額 835百万円】

既存基金制度の枠組みを活用し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

令和6年能登半島地震により発生した災害廃棄物について、被災自治体が安心して処理を円滑・迅速に進められるよう、被災自治体の被害状況と財政力に鑑み、更なる負担軽減を図る。

2. 事業内容

令和6年能登半島地震により発生した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対して、被災自治体の被害状況と財政力に鑑み、更なる自治体の負担軽減を図るため、「災害廃棄物処理促進費補助金」により石川県に設置する災害廃棄物処理基金へ補助を行う。

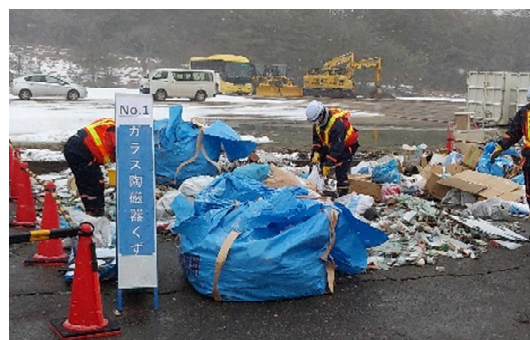
3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（基金）
- 補助対象 県
- 実施期間 令和5年度

4. 補助対象



倒壊した家屋等の解体、撤去



片付けごみの収集・運搬及び処分



避難所の仮設トイレ等のし尿収集・運搬及び処分